

(人ろ-20-B)

平成25年9月24日

高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局人事局給与課長 朝 倉 佳 秀

事 務 連 絡

平成25年10月期昇格交渉(9月20日(金)実施)において、別紙のとおり
回答しましたので、参考までに送付します。

平成25年10月期昇格交渉（速報版）

番号	大項目	中項目	小項目	回答	備考
----	-----	-----	-----	----	----

1

1 今年度の昇格定数配布基準を明らかにし、また、その運用にあたっての具体的な考え方を明らかにすること。

◎今年度の定数配布基準を明らかにし、また、その運用にあたっての具体的な考え方を明らかにすること。

これまでも繰り返し説明しているとおり、定数配布基準を明らかにすることはできない。

定数配布基準は、最高裁から下級裁に定数を配布する際のいわば画一的な基準であり、定数の配布を受けた下級裁が個々の職員を対象に現実に昇格させるかどうかを決定するに当たっては、そのような画一的な基準によるのではなく、人事評価の結果はもとより、個々の職員の職務の複雑、困難及び責任の度や平素の勤務ぶり、勤務実績等を個別に検討し、昇格制度本来の趣旨に則って昇格の可否を決定していくことになる。

定数配布基準を明らかにすると、これをあたかも昇格決定の基準であるかのように考え、この基準を満たしているのに何故昇格させないのかという要求が出てくることは必ずであり、そのような事態が生じれば、昇格制度本来の趣旨に則った合理的な定数管理ができなくなる。

なお、具体的な職名、級についてどのような考え方に基づいて定数配布を行っていくかという点については、これまでどおり、明らかにできるものは明らかにしていくつもりである。

2

2 各職種・級の全ての定数を発令できるように、運用基準を緩和し、アキ定数を残さないこと。

◎各職種の職責の高まりをふまえ、その専門性を正当に評価し、昇格基準を改善・緩和すること。

◎10月昇格発令の見込み数を明らかにすること。また、アキ定数を残さないこと。

【昇格基準】

昇格については、全体的に厳しい級別定数状況が続く中で、獲得済みの定数を最大限有効に活用するとともに、いずれの級・官職においても、人事評価の結果はもとより、個々の職員の職務の複雑、困難及び責任の度や平素の勤務ぶり、勤務実績等をこれまで以上につぶさに見て、よりきめ細やかな運用を行っていきたいと考えている。10月期の発令見込み数は、別紙1のとおりである。（別紙1を交付）

【すべての定数発令】

下級裁においては、基本的には、年度当初に配布した定数をすべて使用する形で昇格を実施しているものと認識している。

3 昇格は、在級年数順に従い、審級・年齢・性別・部下数・試験・資格・権利行使による差別はしないこと。

3 4 行(二)職、医療職などの部下数制限を撤廃すること。
 ◎行(二)職、医療職などの部下数制限を撤廃すること。

従前回答どおりである。
 (従前回答)
 行(二)職員の一定以上の級への昇格について、一定の部下数が要件となることは、級別標準職務表を前提とする以上やむを得ないところであるが、これまでも、執務実態をつぶさに見て、個別的に付加業務、業務委託等の理屈付けを用いることによって、処遇を図る途を開いてきたところである。
 しかし、このような理屈付けを用いることができない場合にまで、一定の部下数が要件となる級への昇格運用ができるわけではないことは理解してもらいたい。
 とはいえ、今後とも、職務給の原則に則り、執務実態をつぶさに見て、職員の職務内容に見合った適正な処遇が図られるよう努めていきたい。
 なお、医(三)職員の昇格についても、基本的に同様である。

4 6 次のとおり、各職種各級について暫定定数の運用を改善すること。
 ◎各職種各級について暫定定数の運用を改善すること。

【暫定定数の運用】
 財政当局からは、他の行政府省の定数運用と比較して突出した定数運用についてはもはや認められないという姿勢を一貫して示され、暫定定数の運用を巡る状況は厳しさを増しており、従来の定数運用が維持できるかどうかは予断を許さない状況であって、職種によっては非常に困難なところもあるが、今後も引き続き、執務の実態等を踏まえつつ、裁判所の職務の特殊性及び困難性等を粘り強く説明するなどして、暫定定数の設定について努力を続けていきたい。

- (1)交換手・調理員、守衛を5級に格付けるとともに、運用の拡大をはかること。
- (2)支部・独簡専門職を5級に格付けるとともに、運用の拡大をはかること。
- (3)法廷警備係長・専門職を5級に格付けるとともに、運用の拡大をはかること。
- (4)書記官を6級に格付けるとともに、運用の拡大をはかること。
- (5)営繕専門職を5級に格付けるとともに、運

用の拡大をはかること。
 (6) 営繕主任技官を6級に格付けるとともに、運用の拡大をはかること。

5 7 次のとおり各職種の昇格発令基準を改善すること。
 (1) 行(二)2級は、在級6年で昇格させること。
 (2) 行(二)3級は、年齢・経歴年数を重視して民主的に昇格させること。

◎人員の減少に伴う行(二)職の処遇の低下を招かない措置を講じること。

従前回答どおりである。
 (従前回答)
 従前述べたとおり、行(二)職の級別定数については、他省庁との均衡上、これ以上の改定は全く困難であると言わざるを得ない。
 行(二)職の昇格運用については、今後とも知恵を絞ってできる限り後任不補充となる前の運用から後退しない処遇を維持できるように努力したいと考えている。しかし、一定以上の級への昇格については、一定の部下数が要件となることは、級別標準職務表を前提とする以上やむを得ないところであって、これまでも執務実態をつぶさに見て、個別的に付加業務、業務委託等の理屈付けを用いることによって処遇を図ってきたところであるものの、例えば、5級といった上位級にあっては現実の部下数や管理調整的役割といった執務実態を前提にして給与格付がなされているところであり、このことは、人事院勧告資料にも明らかである。したがって、級別定数があるからといって、そうした枠組を踏み出してまで昇格運用ができるわけではないことは理解してもらいたい。

6 7(5) 看護師3級は、年齢・経歴年数を重視して民主的に昇格させること。
 (6) 看護師4級について、占有期間を延長すること。
 (7) 医(二)4級について、占有期間を延長すること。

◎看護師3級は、年齢・経歴年数を重視して民主的に昇格させること。
 ◎2014年3月退職予定者数を明らかにするとともに、4級昇格を実施すること。

【看護師3級】
 従前回答どおりである。
 (従前回答)
 看護師の3級は、級別標準職務表上は、看護師長について初めて認められる格付けであるが、裁判所の場合は、従前から、属人的要素を見ながら、部下を有しない看護師についても3級格付けを認めるという緩やかな運用をしてきており、平成14年4月期から高齢者基準を緩和したところでもある。
 したがって、昇格水準は、相当程度改善されており、これを更に緩和することは困難である。

【退職予定者数・看護師4級】
 平成26年3月退職予定の看護師は2名である。
 看護師の4級は、級別標準職務表上は、副総看護師長や副看護部長といった職務が格付けられているため、裁判所における職務の特殊性、困難性等を踏まえたとしても、予算執行についての説明責任の重要性を背景とした予算の執行管理の厳格化等の観点から、級別定数の枠をはみ出した暫定定数の設定はもはや認められないとの認識を示された。
 したがって、平成23年度までの運用を維持することは全く困難な状況である。

7 (13)専門職5級(係長5級)の発令基準を緩和し、書記官資格の有無にかかわらず、年齢・経験年数を重視して民主的に昇格させること。特に、支部専門職5級(支部係長5級)については、発令基準を大幅に緩和すること。
 (15)専門職5級について、発令基準を根本的に改善し、支部・簡裁、事務局・裁判部の別なく、年齢・経験年数を重視して民主的に昇格させること。

◎専門職(係長)5級の発令基準を根本的に改善し、民主的に昇格させること。
 訟廷・公判部専門職(簡裁・支部係長を含む)5級の発令基準を緩和すること。また、来年3月退職予定の訟廷・公判部専門職(簡裁・支部係長を含む)5級発令の見込み数を明らかにすること。
 →占有期間延長の枠組みによる発令予定者

◎係専門職5級の10月発令の見込み数を明らかにするとともに、支部・簡裁勤務者の数を明らかにすること。

【本庁係長5級】

従前回答どおりである。
 (従前回答)

係長5級定数について、財政当局からは、人事院規則に定める級別標準職務表に照らし、行政府省から突出した級別定数設定がなされていることについて疑問を呈され、既に認められている定数であっても切り下げるべきであるとして、級別標準職務表に格付けのない係長5級定数については、すべて4級へ切り下げるよう強く迫られた。しかしながら、裁判所の特殊性等を主張し、同数の専門職5級定数への組替えに応じることとなつたものの、同数を上限として今後も専門職5級定数を流用する形で係長5級発令は認められることとなっている。

したがって、予算書上の定数構成に変動は生じるものの、今回の組替えによって職員の処遇に影響を与えることはなく、限られた定数の中で、今後も従前の昇格運用の枠組みを維持できるよう努力していきたいと考えている。

【専門職、支部・簡裁係長5級、占有延長】

今後も、全体として職員の処遇の維持を図っていくためには、定数状況が逼迫している書記官の定数確保が不可欠である状況はこれまでと変わりはなく、本年度要求においても、専門職定数に関する今後の展開については予断を許さない状況であることから、一般的な占有期間の延長は困難であるが、従前説明したとおり、新たな人事評価制度の下で厳格な成績主義を適用することを前提に、支部・簡裁を含め専門職5級の占有期間を限定的に延長する枠組みを設けることとしたところである。

平成26年3月定年退職予定者については、勤務実績や勤務成績を踏まえた上で、本年10月期に、次のとおり昇格を実施できる見通しである。

- 本庁の訟廷・公判部専門職 10台前半
- 本庁の係専門職 一桁前半
- 支部・簡裁専門職(係長) 一桁半ば

なお、支部・簡裁勤務の係長未経験専門職についても、新たな人事評価制度の下で厳格な成績主義を適用することを前提に、占有期間を限定的に延長する枠組みを設けることとしたところであり、「支部・簡裁専門職」には、この枠組みによる昇格予定者が含まれており、昇格実施見込数としては、0又は1である。

8 7(16)法廷警備員の係長および専門職4級の発令基準を緩和すること。また、法廷警備員5級について、占有期間を大幅に延長すること。

◎法廷警備員5級の発令基準を緩和すること。また、来年3月退職予定の法廷警備員5級発令の見込み数を明らかにすること。

法廷警備員5級昇格については、平成26年3月定年退職の法廷警備員はいなかった。今後とも、勤務実績や人事評価の結果等を踏まえた上で、このような運用が維持できるよう努力したい。

なお、占有期間の延長については、5級格付けそのものが難しい問題であり、更なる延長は極めて困難であると考えている。

9			◎来年3月定年退職予定者のうち、事務官で5級に達していない者の数を明らかにすること。	平成26年3月に定年退職予定の事務官で、10月1日以降も4級以下のまま在職見通しの者は、別紙2のとおり30前後の見込みであるが、来年1月期に向けて、これまでの昇格運用が維持できるように努力したいと考えている。(別紙2を交付)	
---	--	--	--	--	--

10	7(18)書記官3級は、在級4年で昇格させること。 。(19)書記官4級は、在級4年で昇格させること。 。(20)書記官5級は、ポスト指定を行わず、年齢・経験年数を重視して民主的に昇格させること。	◎書記官各級の昇格基準を緩和すること。	書記官5級、4級及び3級については、大幅な定員振替や増員による書記官の年齢構成の変化に伴い、昨今、急激に定数が逼迫してきており、今後、これまでの昇格運用の維持が困難な状況になると予想されることから、最重点事項として、引き続き平成25年度予算においても各級の切上げを要求し、財政当局との極めて厳しい折衝の結果、これまでの昇格運用の枠組みを維持するのに最低限必要な5級「47」、4級「207」、3級「139」という級別定数の切上げを何とか実現することができた。しかし、財政当局の厳しい姿勢を見ると、来年度以降の定数拡大は極めて困難であることが予想される。 したがって、これ以上の昇格運用の緩和は困難であり、本年度獲得した定数を最大限有効に活用するとともに、人事評価の結果はもとより、職員の平素の勤務ぶり、勤務実績等をきめ細かく見ることにより、適正な昇格運用を維持していきたいと考えている。		
----	--	---------------------	---	--	--

11	7(21)書記官ヒラ6級について、占有期間を延長し、庁規模を拡大すること。	◎書記官ヒラ6級について発令するとともに、占有期間の延長、庁規模の拡大をはかること。	従前回答どおりである。 (従前回答) 書記官6級の暫定定数の設定については、財政当局に対し、その職務の特殊性、困難性等をねばり強く主張するなど、様々な手を尽くしたものの、平成25年度以降は、級別定数の枠をはみ出した暫定定数の設定はもはや認められないとの認識を示されたところであり、これまでの実績を維持することは全く困難な状況である。		
----	---------------------------------------	--	--	--	--

12	7(22)調査官4級は、採用後9年で同期同時に昇格させること。 (23)調査官5級は、期の飛び越し発令をやめ、同期同時に昇格させること。 (24)調査官6級は、ポスト指定を行わず、期の古い者から民主的に昇格させる	◎調査官の昇格については、同期同時に昇格させること。	従前回答どおりである。 (従前回答) 昇格は、人事評価の結果はもとより、職務の複雑、困難及び責任の度やその職員の勤務実績等を総合的に評価して、成績主義に則って個々のケースについて、判断するものであり、具体的な昇格実施の場面で、期が同じだからといって、全員が同時に昇格するというものではない。 特に、家裁調査官5級定数は、近く主任家裁調査官への昇任が見込まれるいわば準主任ともいうべきポストにある者について認められたものである。このような趣旨からして、同期の者を一定の時期に一律に昇格させるというような運用は、採り得ないところである。 もっとも、家裁調査官の昇格については、こうした条件の下で、落ち着いたのよい発令ができるよう当局としても種々の配慮をしていることは、これまでの発令実績を見ても分かってもらえるものと思う。		
----	--	----------------------------	---	--	--

こと。また、発令基準の緩和を図り、庁規模を拡大すること。

- | | | | | | |
|----|--|---|---|--|--|
| 13 | 7(22)調査官4級は、採用後9年で同期同時に昇格させること。
(23)調査官5級は、期の飛び越し発令をやめ、同期同時に昇格させること。
(24)調査官6級は、ポスト指定を行わず、期の古い者から民主的に昇格させること。また、発令基準の緩和を図り、庁規模を拡大すること。 | ◎調査官6級発令を民主的に行うこと。また、発令見込み数を明らかにすること。 | 【発令見込み数】
最高裁管理分の10月期の発令見込み数は、別紙3のとおりである。(別紙3を交付) | 【占有期間の延長】
従前回答どおりである。
(従前回答)
6級暫定定数の設定については、6級が級別標準職務表上「本省の困難な業務を処理する課長補佐」に格付けられていることから、家庭裁判所調査官の職務の特殊性等を最大限踏まえたとしても、占有期間が長すぎるとの疑問が呈せられ、これまでの実績と同様の暫定定数の設定を認めることができないとの姿勢を示されたが、家庭裁判所調査官の職務の特殊性、困難性等を粘り強く交渉した結果、平成25年4月期における暫定定数の設定については、何とか了解を得ることができたところであり、今後は何とかこの運用が維持できるよう、家庭裁判所調査官の職務の特殊性、困難性等について、あらゆる限りの説明を尽くしていきたいと考えている。 | |
| 14 | 7(26)速記官5級は、経験年数16年で昇格させること。当面、43期以上全員を昇格させること。 | ◎速記官5級の発令基準を緩和すること。当面43期以上の速記官全員を昇格させること。 | 従前回答どおりである。
(従前回答)
5級ポストは、級別標準職務表上、本省でも課長補佐がようやく格付けられる職務の級であり、書記官については主任書記官を補佐する書記官、家裁調査官については主任調査官に準ずる調査官というような運用を行っているところから、現状以上の改善を図ることは困難であることを是非とも理解してもらいたい。 | | |
| 15 | 7(30)営繕主任技官5級の発令基準を緩和し、年齢・経験年数を重視し、民主的に昇格させること。 | ◎営繕主任技官5級の発令基準を緩和し、年齢・経験年数を重視して民主的に昇格させること。 | 従前回答どおりである。
(従前回答)
主任技官の拡大は、予算上は主任技官ポストの増設を図らなければならないが、これは課長補佐級のポストの増設ということになるため、現下の厳しい財政事情の下では非常に厳しいと言わざるを得ない。
そこで、平成8年度以降、高裁に営繕専門職5級の暫定定数を設定する方向で努力しているところであり、今後も、従前実績等を踏まえつつ、同様の努力を続けていきたいと考えている。 | | |

平成25年10月期昇格実施予定数

俸給表	職務の級	職 種	昇格実施 予定数
行政職(一)	5	書記官	30台後半
		専門官	0 or 1
		本庁係長・専門職	20台半ば
		支部・簡裁専門職	一桁半ば
		営繕専門職	0 or 1
	4	書記官	90台半ば
		本庁係長	30台半ば
		支部係長(4級標準庁)	0 or 1
		支部係長(4級非標準庁)	0 or 1
		簡裁係長	0 or 1
		検査係長	0 or 1
		本庁専門職	一桁半ば
		支部・簡裁専門職	一桁半ば
		営繕専門職	0 or 1
		3	書記官
	支部・簡裁・検査係長		0 or 1
	主任・調査員		40前後
	法廷警備員		0 or 1
	営繕専門職		0 or 1

俸給表	職務の級	職 種	昇格実施 予定数
行政職(二)	5	(全体)	0 or 1
		運転手(車庫長)	0 or 1
		交換手	0 or 1
		守衛(守衛長)	0 or 1
		(全体)	一桁半ば
	4	運転手	一桁前半
		交換手	0 or 1
		汽かん士	0 or 1
		電工	0 or 1
		調理員	0 or 1
		守衛(守衛長)	0 or 1
		(全体)	0 or 1
	3	運転手	0 or 1
		交換手	0 or 1
		守衛	0 or 1
		庁務主任	0 or 1
		庁務員(業務委託)	0 or 1
		庁務員(付加業務等)	0 or 1

事務官で5級に達していない者

平成25年10月1日現在

平成26年3月定年退職予定者

	主任・ 調査員	専門職	係長	合計
本庁	3	7		10
支部		12	2	14
簡裁	1	6		7
検審				
合計	4	25	2	31

別紙3

平成25年10月期昇格実施予定数

俸給表	級	職種	予定数
行(一)	6	家裁調査官	0or1
	5	家裁調査官	1桁半ば
		速記官	0or1
	4	家裁調査官	20台前半
		速記官	0or1
	3	家裁調査官	0or1
医(三)	4		0or1
	3		0or1